

第 5 回水道ビジョン検討会 議事概要

1. 日 時：平成 15 年 12 月 1 日（月）15:00～17:00
2. 場 所：経済産業省別館 1111 号会議室
3. 出席委員：
赤川委員、足立委員、飯嶋委員、磐城委員、小島委員、末吉委員、眞柄委員、
藤原委員、前田委員、森竹委員、和田委員
4. 議事次第
 - (1) 第 4 回検討会の議事概要について
 - (2) 業務指標（PI）について
 - (3) 水道事業体アンケート調査結果について
 - (4) 水道水質保全のあり方について
 - (5) 新たな制度(官民連携等)について
 - (6) 国際協調・国際協力のあり方について
 - (7) 研究開発について
 - (8) その他
5. 議事概要
 - (1) 第 4 回検討会の議事概要について
事務局から提出された資料について説明した。

以下の各テーマにおいて、事務局から提出された資料について説明、資料に関する質疑および議論がなされた。その主な意見は以下のとおりである。

- (2) 業務指標(PI)について
 - ・ WTO との関係から、水道業務委託の場合に ISO として業務指標(PI)を提示せざるを得なくなるのではないか。
 - ・ 相互比較が可能か、指標として妥当性があるかであり、評価値そのものではなく方法がよいかの問題である。
- (3) 水道事業体アンケート調査結果について
 - ・ 現在の技術者では業務対応ができないとの回答が事業体数の 3 分の 2 を占めており、職員年齢構成の若年層が少ないこととも関連する一層大きな問題と考えられる。

- ・地方公共団体では若い人が少なくなっていくのは宿命で、中途採用もやむなしとの考えから 30 歳までの採用枠を広げている。
- ・財源面では、確実に減収が進んできており、一般会計負担も困難で料金値上げとならざるを得ないと思っている。
- ・官民一体となって連携した人材育成を今から始めないと危惧すべき状況になる。
- ・大都市はなんとかかなっているが、中小規模水道はまだ大変な状況である。

(4) 水道水質保全のあり方について

- ・アンケート調査で、流域的な水源保全の必要性を感じている事業者が 74%を占めていることに注目すべき。
- ・水質基準の見直しに伴い、共同検査のやり方について、政策誘導的な方向及びその財源対策なども事業者を示すべきで、基準と対応を一体化した検討が必要である。
- ・検査状況に応じて項目を省略できることになっているが、維持管理指針か設計指針で水道原水の基準が示してあると、施設で対応できるかの判定が可能で事業者は助かると考える。
- ・水道原水の基準をこの機会に検討できないか。
- ・原水レベルは地域や、地下水、河川、湖沼など様々で一律ではないため、類型で何タイプかに分類して処理方式を設定するなどが考えられる。
- ・上流のガソリンスタンドから軽油が流出した際、水道は迅速に対応したので問題にはならなかったが、水道費用を多く要し、職員も徹夜するなどしたが、事業者への罰則がなく民事で賠償請求を検討している。

以下、(5)(6)(7)の3テーマは同時に議論された。

(5) 新たな制度(官民連携等)について

(6) 国際協調・国際協力のあり方について

(7) 研究開発について

- ・資本が高く、銀行が倒産する時代に、連携する民間企業が 20 年の契約期間の経営基盤に耐えられるのか。ジョイントを組んでいる例も多いが 1 社でも欠けた場合はどうなるのか。
- ・事業統合、第三者委託などは財政・技術基盤の確立の意味においても進めなければならぬ問題であり、政策誘導的な視点を示して法改正で導入した制度が有効に働く体制づくりが必要である。
- ・日本の技術は高く、国際貢献に積極的な役割を担うことを大前提と考える場合、地方公営企業の枠組みを超えた検討が必要である。
- ・国際協力では、ダムを造る、井戸を掘るなど個別の援助が多いが、全体として水道事

業がその国で立ち行く技術指導を行い、自立すれば自分達は戻ってくる、また参画する事業体にも迷惑とならない枠組み造りが必要と考える。

- ・国際協力の枠組みとして専門家や関係機関、援助施設を管理する企業などを支える機構などもあるとよい。

(8) その他

- ・ヒアリングの趣旨、対象団体、時間配分などについて説明した。
- ・第6回の日程：12月19日(金) 11:00AM~14:30PM
- ・ヒアリングは、ビジョンに対する意見、提案として願います。